

資料4

昭和54年10月2日

総 理 府 総 務 長 官
三 原 朝 雄 殿

青少年の自殺問題に関する懇話会
座長 勝 部 真 長

子供の自殺防止対策について（提言）

本懇話会は、本年2月の第1回懇話会における貴長官からの要請により、子供の自殺防止対策について慎重に討議を重ねてまいりましたが、このたび、別紙のとおり提言をとりまとめたので、ここに提出します。

前 文

目 次

子供の自殺防止対策について（提言）

前 文

第1章 子供の自殺の現状と問題認識

第2章 子供の自殺防止に関する基本対策

1 子供に対する教育の充実

- (1) 家庭での教育
- (2) 学校での教育
- (3) 社会での教育

2 子供をめぐる環境の整備

第3章 子供の自殺防止のための当面の施策

1 自殺防止の広報啓発

2 自殺防止活動の充実と拡大

- (1) 指導相談員の養成と強化
- (2) 自殺防止施設の整備
- (3) 指導相談活動の強化

3 研究及び調査の強化

1 今日ほど子供の自殺問題が注目されている時代は、我が国のこれまでの歴史にもなかったことである。また、世界各国と比較しても、我が国は子供の自殺率の高い国である。中学生、小学生までもが自殺に追い込まれるということは、その原因が何であるにせよ容易ならざることであり、それはわれわれ大人の責任である。これを放置することは許されない。一日も早く、一人でも多く、彼ら自殺に走る子供を救い、自殺をやめさせることは、われわれ大人の義務であり、家庭も学校も社会も力を合わせて、自殺防止に努めなければならない。それを怠ることは、人道的にも教育的にも文明国としての恥だと言わなければならない。

平素、機会あるごとに生命の尊重、人間の尊厳を口にし、人のいのちは地球より重いなどとうたいながら、目前、子供たちの自殺を救い得ないということは、われわれ大人たちの生活態度そのものになんらかの問題があり、大人たちの自覚と反省とが不足しているからだと言うべきであろう。交通事故による死者数の抑制について示された我が国の対応は、かつ目すべきで

あるが、これに反して、自殺問題についての対応の遅れは、この機会に反省する必要がある。なお、大人の自殺防止の問題についても、併せて検討することが望まれる。

- 2 新たな特徴として、これまで大学生、高校生の年齢に集中していた子供の自殺が、中学生、小学生の年齢層にまで及ぶという、いわゆる自殺の低年齢化の現象がみられる。また、20年前と比べて人数的にはそれほど多くないが、質的な変化のみられる点に、今日の問題がある。

質的に変わってきたと思われるのは、自殺する子供が自殺しない子供とくらべて必ずしも特殊な条件の下にあるとは思われないこと、経済的、家庭的にごく平均的にみられる環境の子供の間に自殺が増えていることなどであり、これらの自殺は、あるいは氷山の一角で、その背後に多数の類似の傾向を持った子供が増えているのではないかと思われ、しかも彼らの自殺の動機や心理が、大人からみてわかりにくいということなどにも、最近の子供の自殺の問題の奥の深さが感じられる。

- 3 総理府青少年対策本部では、昭和52年より「青少年の非行問題に関する懇談会」を設け、青少年の非行、暴力、登校拒否、性教育等について調査、検討を行ってきたが、その一環として自殺についても検討し、その内容を第5回議事録にまとめ発表した。元来、青少年の非行と自殺とは、その根を同じくしており、その対策も共通な面を持っているのである。

- 4 昭和54年2月、総理府総務長官の決定に基づき、「青少年の自殺問題に関する懇話会」が発足し、「最近における青少年の自殺の動向にかんがみ、その防止対策について総合的に検討すること」を目的として、12人の委員により約半年にわたる調査、検討、協議を行った。その結果、まとめられたものが、この提言である。

第1章 子供の自殺の現状と問題認識

- 1 戦後、我が国における子供（5歳～19歳）の

自殺は、昭和30年が最高で2,826名を数えたが昭和35年には2,280名で、昭和45年には757名に減じ、最低を示した。その後若干の増減をしながら推移してきたが最近再び増加の兆しがみられる。すなわち昭和51年の801名、昭和52年の813名、昭和53年の866名から昭和54年前半期の521名へと急増しつつある。

- 2 自殺率の高低とそれの世界的分布との原因理由をその国の宗教、文化、習俗、風土、経済、政治等に結びつけて、これを説明するということは、大へんむずかしいことで、一概に言いきることはできない。自殺の要因は複雑微妙にからみあっているからである。

- 3 一般論として言えば、キリスト教文化圏に属するところでは、自殺は神に対する反逆であり、罪悪であるとみなされてきた。神の造りたもうた人間の生命を、自分勝手に否定することは、神の意志に反することと考えられてきたからである。にもかかわらず今日、そのキリスト教文化圏の中でも北欧、西独、スイスなどでは自殺は多いのである。

歴史的にみれば、我が国では、過去において自殺（とくに切腹）や心中を賛美した時代があった。献身や犠牲的精神は、いつの時代でも美德とされるが、とくに日本人には「不惜身命」とか「身を鴻毛の軽きに比し」とか言って、いさぎよく命を捨てることに同情共感をおぼえる心性があった。それは現在でも歌舞伎劇や歴史物を扱った映画、小説などに色濃く影を落している。また、今日、新聞の社会面には親子心中、一家心中の事件が跡をたたず報道されるなど、これらのことの背景には、日本人のいのちを粗末にする心性の根の深いことが示されている。

その反面、戦前には、われわれは「身体髪膚これを父母にうく、あえて毀傷せざるは孝の始めなり」と教えられ、子として生命、身体を大切にすることが、親の心を安んずる第一条件だとする考え方もなくはなかったのである。

- 4 今日、大多数の健全な家庭では、親子間の感情や意志が十分に通い合っていれば、たとえ子

供が自殺したいと思っても、親の悲しみ嘆きを思いやって、自殺を思いとどまるといふケースは、いくらもあるであろう。そういう家庭には、生きる力としての家族員の相互の信頼があり、情緒の安定があるからである。子どもの自殺を防ぐ第1のとりでは、幼児期からの育成にある。

- 5 おそらく最近の我が国における社会変動の激しさ（たとえば人口の過疎・過密の両極化、都市化、核家族化、学歴社会化、進学競争等）は、その渦中にあるわれわれ自身が気付いている以上の急激な変り方であって、その社会変動に伴う心理変動（たとえば疎外感、孤独感、圧迫感、恐怖心、競争心、緊張感、不安感等）にも深刻なものがあり、その変動に耐えきれない子供たちは、死の誘惑に引きずられることが多いであろう。もちろん根本には、生きたいという願望は強く存在し、生の願望と死の願望とが、両極性的に、きつ抗しているであろう。そこに救いの手が差し延べられれば死の誘惑を退けて、本来の生きんとする意志に立ち戻ることは可能はずである。
- 6 自殺には、その直接的動機と共にそれ以前からの準備状態がある。準備状態を形成するものとしては、すでに上に述べた社会環境的因子、心理学的因子のほかに生物学的因子も考えられる。自殺の防止には、それら要因のどれにも目を向けて対策をたてねばならないが、特に子供を取り巻く家庭環境、学校環境、社会環境について配慮することは、われわれ大人の責任であり、他の要因についても、進歩した科学技術を動員することによって、早く救済の手を差し延べれば、子供の自殺を防止することは可能であると考える。

第2章 子供の自殺防止に関する基本対策

1 子供に対する教育の充実

子供の自殺防止の対策において、基本的には、それぞれの発達段階において、青少年が、人格の正常な発達を遂げるよう指導し、生命の尊重と尊厳の認識を深めさせることが必要である。

すなわち、乳・幼児期においては、親子間の身体的接触を十分にしておいて、子供の中に信頼感を育て、情緒の安定を図る。

幼・少年期には、成功経験のみでなく、失敗経験も適度に得させて、自立感や意志力を育てる。更に、積極的に活動できる場や集団を用意して、活動性を発揮させる。

このようにして、青少年は、次第に自分が何であるかを考えるようになり、自分の個性や能力をつかみとり、自立して行動することを学び、しかも、社会の人間関係の中で、自分の態度の一貫性を保つように発達する。

これらの人格の発達課題を青少年がそれぞれの発達段階において達成するために、家庭での教育、学校での教育、社会での教育で行うべき主要なことについて述べると次のようである。

(1) 家庭での教育

乳・幼児には、親子間の身体的接触を十分にしておいて、子供の心を安定させ、子供の基本的欲求に正しく対応して、子供の中に信頼感を育てる。すなわち、人間的触れ合いを中心とした養育関係を確立する。

幼・少年に対しては、あまやかして、成功の経験のみを多く与えると、自立感を育てることができず、小児万能感を持つようになり、これが挫折感や絶望感をもたらす源にもなりかねない。それゆえ、成功経験と失敗経験を適度にさせて、自立感や意志力を育てるようにする。すなわち、挫折や絶望に耐え、それを克服できる不満耐性を育てるようにする。このような課題を達成するために、家庭においては、子供を地域の青少年活動に参加させたり、青少年団体に加入させたりなどして、異年齢集団や同年齢集団での活動に積極的に参加させることが必要である。

父母は、子供についての正確な生育歴を含む育児歴をとり、必要なときには、いつでもそれを活用し得るようにする。

日常生活において、子供が、親の悲しみを考えて自分の行動を律することができるような親子のつながりを深めると共に、子供は親の「うしろ姿で育つ」と言われるが、親が真剣に生きている姿を子供に理解させること

も必要である。

このような基盤で、親は日常の子供の態度の変化、例えば、急に陽気になったり、無口になったりすること、あるいは、話題の変化などにも注意を払い、更に、情緒的不安定の傾向、例えば、いらいらしたり、おこりっぽくなったり、すぐ泣く、ひとりぼっちになりたがるなどのことに注目して、それらに気付いたときは、適切な指導を行い、必要に応じ適当な機関や施設と連絡し、適切な処置を講ずる。注意深く子供の日常の姿を観察すれば、多くの場合自殺の徴候を知ることができ、したがって、未然の防止が可能である。

(2) 学校での教育

学校は、基本的には、その教育課程において、児童・生徒の活動性、自発性を育成する方向の教育活動を重視することが必要である。

更に、抜本的には、児童・生徒の精神的健康を脅かす「学力不振」、「受験競争」などを抱えている現行の教育制度を検討し、また、教員養成課程の中に、カウンセリング等の単位の取得など、その養成課程を検討し、そして、各学校に専門的な学校カウンセラーや児童精神科医を設置することなども検討する必要があるだろう。

中学校、高等学校については言うまでもないが、特に、幼稚園・保育所、そして小学校の生活指導や教育相談を充実して、教師と児童・生徒との間に共感的な人間関係を確立すると共に、暴力や盗み、校則違反などの反社会的行動の児童・生徒のみならず、特に、無口、内気、ひっこみじあん、孤独、さびしがりやなどの非社会的行動の児童・生徒の指導を適切に行うようにする。

そのためにも、教師は、日常、1人ひとりの児童・生徒に注目して、きめの細かい観察から、日々変わる児童・生徒の実態をは握して、以前との変化が急激なときなどは、特に、速やかに適切な処置をとるようにする。

各学校は、それぞれ工夫して、生育歴、指導歴などを含む情緒的な側面に関する個人カードなどを作り、問題に悩む児童・生徒を早期に発見し、累加的で、きめの細かい児童・

生徒理解と指導ができるようにすることが望ましい。

教師のための「自殺・精神衛生に関する指導の手引書」を作成し、現在これに類した資料が、中学校、高等学校には配布されているが、幼稚園や保育所、小学校にも配布する。そして小・中学生の自殺を未然に防止し、不幸にして、それが発生した場合には、的確な措置がとられるようにする。

また、日常から、学校の生徒指導組織と校外の精神衛生に関する専門機関との連絡を密にする努力も必要である。

(3) 社会での教育

各青少年団体や地域の団体などは、青少年に幼少時より、青少年団体への加入をすすめたり、地域の活動に参加することを奨励したりして、青少年の自主的なグループ活動を活発にするよう努力する。また、学校との連携を密にして、特に問題を持つ青少年の指導については、父母も含めた協力体制をとる必要がある。

青少年の指導者や父母に対して、自殺の前ぶれ行動や、その性格傾向などを含む「自殺防止の手引書」を作成して、配布し、自殺の防止に資する。

父母に対しては、特に、幼少時の望ましい養育を含む、適切な家庭での教育のあり方についての理解を深めるために研修会を開いたり、資料を作成し、配布したりする。

2 子供をめぐる環境の整備

これまで述べたような青少年の人格の発達課題を達成し、更に、子供の自殺防止を図るためには、特に、次のような環境の整備があげられる。

子供の地域での遊び場(広場)、児童館、児童遊園、スポーツ施設、少年自然の家等の増加と整備を図る。

劇画、マンガ、テレビ、映画、文学作品などは、青少年に与える影響を考え、生命尊重の内容の文化が創られるべきである。

子供の自殺に関する報道は、一方では世人の関心を高め、自殺防止の役割を果たしているが、

他方では同年代の者に感情伝染性、集団心理的効果を与えることもあることを考慮し、人命尊重を基調とした理念で、それが行われるようにする。

第3章 子供の自殺防止のための当面の施策

前章に述べた基本対策のほか、子供の自殺防止のための施策としては、以下のものを推進する必要がある。これらは主として行政施策に関するものであるが、緊急に措置しなければならないものと長期的観点から対応すべきものがある。また、子供の自殺防止のために必要不可欠であるため、成人も含めた自殺防止の観点から取り上げたものもあり、自殺の周辺の問題にも言及しているものもある。

1 自殺防止の広報啓発

(1) テレビ、新聞、その他あらゆる媒体を活用して、生命の尊重と尊厳及び自殺防止の必要を訴える。

(2) 自殺防止の具体例、親や教師の心構え等を内容とするパンフレット等を作成、配布する。

なお、この中には、乳幼児期から青年期に至るまでの発達心理学的概観等に触れ、特に乳幼児期の育て方の重要性を理解させる。

(3) 各地に設立されている自殺防止施設、電話相談施設などの所在と活動内容を広報し、一般に周知徹底させる。その一つの手段として、電話帳に110番、119番などのような掲載を検討する。

また、悩みごとのある青少年や親の相談に応ずるボランティアを広く求め、その周知を図る。

(4) 自殺防止月間（仮称）を制定し、自殺の根絶を目指し、防止のための心構えや方法を徹底するほか、防止活動の量的及び質的な向上を図る。また、生命の大切さや尊厳性を幅広く啓発する。

2 自殺防止活動の充実と拡大

(1) 指導相談員の養成と強化

ア 自殺及び周辺問題を治療し、指導相談の

できるカウンセラーやソーシャルワーカーの養成及び増員を図り、自殺防止の機能を強化する。

イ 情緒面に問題がある児童や思春期の治療を専門とする精神科医を増員し、強化する。また、一般精神科医についても、その養成課程に自殺や青少年の問題を組み込むなど、自殺防止の機能を強化する。

ウ 自殺防止の指導相談の役割を果たせる青少年指導者を養成し、社会教育の場で活用する必要がある。また、児童福祉関係者、保健婦、母子保健推進員、教育者その他の青少年及びその親の指導相談に当たる担当者に対し、自殺防止に関する再教育を行い、また、養成課程にこの問題を組み込む。更に、地方又は施設等の出身者で孤独な立場にある青少年に対し、親代り機能を果たすボランティア等の養成を行う。

(2) 自殺防止施設の整備

ア 「いのちの電話」等の自殺防止活動を充実し、拡大する。当面は、各都道府県に本格的な施設を1か所以上設立することを目指す。

イ 自殺防止センター（仮称）を中央に設置し、全国の自殺防止活動の統合と調整、電話相談、緊急出動等、専門家の養成及び自殺防止のための広報啓発を行う。

ウ 自殺には、ガスや薬毒物を用いる場合が多く、救急の手なれた対応によって助命の可能性が高い。また、自殺の意図はなくても、誤ってこれらの急性中毒に陥る場合も多く、近代化と共に増加している。このため、急性中毒の治療をするセンターの設置が望まれる。

エ 医師、カウンセラー等の養成及び再教育の際、自殺や青少年の問題を教育して自殺防止の機能を強化するため、大学に自殺学講座（仮称）を設置することが望まれる。

オ 自殺等の精神的問題に対する精神科救急医療施設、情緒面に問題がある児童及び思春期に対する思春期病棟及び中間施設（デイケア施設、ナイトホスピタル）等及び手軽に駆け込み相談や治療のできる簡易精神

- 科医療施設の設置、拡大や奨励補助を図る。
- カ 自殺問題をはじめ家出、家庭内暴力等の問題行動に陥っているが精神疾患のない者に対する一時預り所及び住込みなどで働いている地方出身の青少年等に対するアフターケア、相談等のできる施設の設置、拡大や奨励補助を図る。
- (3) 指導相談活動の強化
- 自殺防止センター、電話相談施設をはじめ上記諸施設がそれぞれ十分な機能を発揮すると共に、各施設相互の連携を緊密にする。
- また、既存の諸病院、各種相談所、保健所、警察署(少年係)等における自殺や青少年の問題に対する機能を強化するほか、都道府県や地域レベルにおいて、保健所網を活用した精神衛生相談、教育委員会所管の教育相談所の活動を強化する。また、教育委員会を中心とした相談員による学校巡回等も検討する。

3 研究及び調査の強化

- (1) 自殺防止のための基礎研究を行うために、異常行動研究所(仮称)を設置し、自殺問題だけでなく、薬物乱用、家出、家庭内暴力、登校拒否、暴走族等各種の青少年の問題行動を総合的に研究し、防止策を講ずる。そのためには、医学、心理学、教育学、社会学等の広範な学際的協力が必要で、国立総合大学に付置されるのが望ましい。
- なお、この研究所は、あらゆる研究者に開かれていることが大切で、そのための形態が講じられるべきである。
- (2) 青少年を対象に、自殺、死生観、生きがい等に関する意識調査、自殺事例の調査研究及び家出、薬物乱用、家庭内暴力等問題行動事例の調査研究を実施する。
- (3) 自殺防止の活動と研究を全国的に推進するために、日ごろ地道な活動を続け、又は今後活動を行おうとする施設や団体に対し、積極的に助成する。また、民間の助成を啓発する。

青少年の自殺問題に関する懇話会メンバー

(五十音順)

池田 由子(国立精神衛生研究所児童精神衛生部長)
 稲村 博(筑波大学助教授)
 大原 健士郎(浜松医科大学教授)
 勝部 真長(お茶の水女子大学教授)
 加藤 地三(読売新聞社論説委員)
 小泉 英二(東京都立教育研究所教育相談部長)
 坂本 昇一(千葉大学教授)
 詫摩 武俊(東京都立大学教授)
 富田 武忠(千代田区立麹町中学校長)
 平井 信義(大妻女子大学教授)
 増田 陸郎(昭和女子大学教授)
 宮沢 修(日本精神衛生連盟理事)